

住民監査請求監査結果について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 242 条第 4 項の規定に基づき監査を実施したので、その結果を公表する。

平成 26 年 6 月 11 日

| | | |
|---------|-----|-----|
| 立川市監査委員 | 村 木 | 良 造 |
| 同 | 佐 藤 | みち子 |
| 同 | 中 島 | 光 男 |

住民監査請求監査結果

第1 請求人

住所・氏名 略

第2 請求の受理

平成26年4月16日付で提出のあった本件請求については、法第242条の要件を具備しているものと認め、平成26年5月8日（補正 平成26年5月21日）にこれを受理した。

第3 監査の実施

1 請求の趣旨（住民監査請求書の原文のとおり）

第1 ホームヘルプサービスの不正受給

1 受給を受けている事業

△△△△法人□□□（東京都立川市・町・丁目・番・号「本法人」という）の◇◇◇を務める〇〇〇〇（以下「〇〇」という）は、自身も障害者であり、障害者自立支援法に基づく障害福祉サービスの支給を立川市から受けている。

2 就労時間中にサービスを受けることの違法性

しかし、同法に基づくサービスは、就労時間中においては受けることができない。そして、何らかの報酬を受け取って活動している時間内は、就労と認められ、やはり同法に基づくサービスを受け取ることはできない。

3 不正受給

〇〇は、本法人の◇◇◇として、報酬を受け取って活動している時間があるにも関わらず、請求人が把握している期間に限定しても、2004年（平成16年）から2011年（平成23年）までの間、立川市から24時間分の障害福祉サービスを受け取っている。

例えば、請求人自身は、〇〇が平日に、本法人の業務や本法人が運営する施設の業務を行いながら同法に基づくサービスである介助を受けているのを目の当たりにしている（資料1）。〇〇が「事業所の◇◇や◇◇◇として賃金を受けながら職務を行っている時間も、自立支援法等を利用していた」こ

とを把握している本法人の従業員(当時)は請求人以外にも存在する(資料3)。

この問題については、本法人の従業員(当時)がヘルパーからの訴えを聞き、〇〇に同法に基づくサービスの使い方について疑問を述べたことがあるが、〇〇は「◇◇◇◇は報酬をもらっていない。無給である」と答え、問題はない旨返答したが、後に〇〇が本法人から報酬をもらっており、上記返答が虚偽であることが明らかとなった(資料2)。

第2 立川市の対応

1 立川市議会における答弁

立川市議会の平成23年9月の定例会(同年9月26日)及び平成24年3月の定例会(同年3月16日)において、堀江重宏議員から、〇〇の不正受給の問題につき質問がなされた。

それに対し、立川市の中村忠福祉保健部長は、平成23年9月の定例会で、「東京都を通じて厚労省に確認しましたところ、何らかの報酬を得ているならば就労とみなすというものであり、したがってこの場合、障害福祉サービスの提供はできないということになります。」「ある△△△△法人の御指摘の件につきましては、就労中に障害福祉サービスとしてホームヘルプサービスの派遣を受けているという実態が確認されましたので、是正に向け必要な措置を講じる予定でございます。」と答弁している。

そして、平成24年3月の定例会では、「障害者自立支援法の運用については、何らかの報酬を受け取っている場合は就労と認められ、ホームヘルプサービスの派遣を受けることはできないとされております。昨年の9月議会でも答弁いたしましたとおり、ホームヘルプサービスの派遣を受けながら就労している実態が確認された場合は、今後も是正してまいりたいと考えております。ホームヘルプサービスの給付費の返還につきましては、国や都と協議の上、適切に行ってまいりたいと考えております。」「ホームヘルプサービスの返還につきましては、これは国のお金が2分の1、都のお金が4分の1入っていますので、国や都と協議の上、適切に対応してまいります。」と答弁している(資料6)。

つまり、立川市は、就労(報酬を得ながらの活動)をしながら24時間分の障害福祉サービスを受給することは違法であることを認めている。

それだけでなく、平成23年9月の定例会の時点で、中村忠福祉保健部長

は、「ある△△△△法人(引用者註:本法人のこと)の御指摘の件につきましては、就労中に障害福祉サービスとしてホームヘルプサービスの派遣を受けているという実態が確認されましたので、是正に向け必要な措置を講じる予定でございます。」と答弁しており(資料5)、上記の違法な障害福祉サービスを受給している実態があることを認めている。

2 立川市のその後の対応

しかし、上記各答弁の後、立川市が、〇〇に対し、同人が違法に受け取った給付の返還を請求するなどの具体的な権利行使をしたかどうかについて、立川市は上記質問がなされた市議会においても、他の機会においても、一切説明をしていない。

第3 怠る事実の存在

1 立川市の有する権利

立川市は、〇〇が報酬を得て活動していた時間において受給した障害福祉サービスの分につき、〇〇に対し、不当利得返還請求権に基づく返還請求権ないし不法行為に基づく損害賠償請求権を有する。

2 権利の行使を怠っている

しかし、立川市長は、〇〇に対する上記権利の行使についての説明を怠っており、返還請求自体怠っていると推認せざるをえない。

よって、市長には、権利行使につき違法若しくは不当に怠る事実が存在する。

上記の通り、地方自治法 242 条 1 項の規定により、別紙事実証明書を添付の上、必要な措置を請求します。

(※注 以上が、「住民監査請求書」の原文)

2 資料(事実証明書)

- (1) 陳述書(△△△△)
- (2) 陳述書(△△△△)
- (3) 陳述書(△△△△)

- (4) 陳述書（△△△△）
- (5) 市議会議事録（平成23年9月定例会）
- (6) 市議会議事録（平成24年3月定例会）

3 監査対象事項

平成16年から平成23年の間、重度の障害を持つ「△△△△法人□□□」の〇〇〇〇が、24時間の「ホームヘルプサービス」を受けていた。当該サービスは、就労中は受給できないこととなっている。

よって、〇〇〇〇は24時間のサービス受給と就労とが重複しており、その時間については不正受給である。このことは、平成23年9月の議会で、市側も認め、是正すると答弁している。

しかし、未だ不正受給についての不当利得返還請求ないしは損害賠償請求がされていないことから、市長は権利行使を怠っており、必要な措置を取るよう求める。

4 監査対象部課

立川市福祉保健部障害福祉課を監査の対象とした。

第4 監査の方法

1 請求人の証拠の提出及び陳述

平成26年5月21日、請求人に対し、法第242条第6項の規定に基づき、証拠の提出及び陳述の機会を設けたところ、新たな証拠の提出はなく、請求人及び代理人は陳述を行った。

また、立会人として関係職員4名が出席した。

2 関係職員の陳述

平成26年5月21日、福祉保健部長、障害福祉課長、担当主査、及び子ども家庭部長（前障害福祉課長）から陳述の聴取を行った。

また、立会人として請求人及び代理人が出席した。

3 関係部署からの提出書類

- (1) 重度訪問介護サービス提供実績記録票（平成25年3月～平成26年3月）
- (2) 立川在宅障害者の保障を考える会「要望書」（平成17年10月18日）
- (3) 立川在宅障害者の保障を考える会「要望書」（平成17年5月12日）
- (4) 障害者自立支援法に関する施行に向けての要望書
- (5) 障害者総合支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準

第5 監査の結果

1 主文

本件請求について、監査委員の合議により次のように決定した。

本件請求の平成20年度以前については、法第236条の規定により債権不存在の為、監査せず却下する。

また、平成24年2月22日に市は〇〇氏から事情を聴取し、それ以降については、是正されているので対象としない。

ただし、平成21年度から平成23年度の3年間については、上記の〇〇氏に是正させた内容に基づき、就労中に受給したホームヘルプサービスの重複時間を特定し、立川市が支出した障害福祉サービスの支給額を算出し、平成26年8月11日までに、不当利得返還請求に基づく返還請求権ないしは不法行為に基づく損害賠償請求権を行使するよう勧告する。

なお、法第242条第9項の規定に基づき、措置期限までに講じた措置の状況について、平成26年8月18日までに監査委員に通知されたい。

以下、判断理由について述べる。

2 理由

本住民監査請求は、平成23年9月の市議会において元福祉保健部長が行った答弁などを根拠とした権利の行使を怠った点を指摘しており、監査委員は、その論拠を認めこれを受理した。

また、監査対象期間については、金銭債権の消滅時効を5年と定めた法に基づき、平成21年度から平成23年度とした。

厚生労働省は、障害福祉制度が平成15年4月に措置制度から支援費制度に、また、平成18年4月には障害者自立支援法に移行し同年10月1日から完全施行されたなどの経過を考慮し、「障害者総合支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準」を示し、その中で、「経済活動に係る外出」へのサービス受給は認められないとしている。また、東京都でも「法人から報酬を得ていれば就労とみなされる解釈が妥当」との判断を示し、さらに平成23年の9月議会において、元福祉保健部長は「就労中に障害福祉サービスとしてホームヘルプサービスの派遣を受けているという実態が確認されましたので、是正に向け必要な措置を講じる」と発言している。以上の事実を基に、市は平成24年2月22日に〇〇氏から事情を聴取し、一定の是正を図ったが、重複受給分の返還請求権については、未だ行使されていない。そこで、

行政の公平性を担保するためにも、また、信頼を保つためにも返還請求権の行使が不可欠であると判断した。

3 意見

今回、制度運用が問題とされた「ホームヘルプサービス」については、障害のある方々や支える方々が安心して日常生活を送るための大変重要な福祉制度である。制度の見直しによる改正が、しばしば行われ運用が複雑化していく中、市は制度の主旨を尊重しつつ障害福祉サービスの低下を避け、充実・維持に努めたことは評価に値するが、今後は、国及び都との連携を深め、さらに制度が公正かつ有効に利用されるように努め、このような問題の再発防止に向けて全力で取り組んでいく必要があると考える。

なお、監査を進めるにあたり、制度運用に関する市としての解釈や意思決定などの文書の作成が不十分であり、事務処理の観点からも不適切であると言わざるを得ない。今後は、このような点についても留意して業務を遂行されるよう要望する。